

東日本大震災

久喜市の被害状況とその対応について（総括）

久喜市災害対策本部

目 次

はじめに

第1 被害状況	2
1 地震の概要	2
2 被害の概要	2
3 南栗橋地区	3
4 計画停電	3
5 市内の空中放射線量測定	3
第2 応急対策活動	4
1 災害対策本部の活動	4
2 情報の収集と伝達	2 6
3 避難所	2 8
4 一時避難所	3 3
5 民家等への避難者	3 4
6 災害ボランティアセンター	3 4
7 救援物資の受付及び送付	3 5
8 義援金「東日本大地震義援金」	3 5
第3 被災者救援対策	3 6
1 り災証明書の発行	3 6
2 被災建築物及び被災住宅地の危険度判定	3 7
3 南栗橋地区液状化被害への対応	3 7
4 義援金の配分	3 8
5 災害見舞金の支給	3 8
6 被災者生活再建支援金の支給	3 8
7 災害弔慰金の支給	3 8
8 その他の救援策	3 8
資料編	
1 久喜市災害対策本部の構成及び開催状況	1
2 地震発生直後（3/11～3/13）の総括班・市民税務班の時系列取り組み状況	1 1
3 各課から寄せられた意見等	1 5

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日（金）14:46 地震が発生した。気象庁により「東北地方太平洋沖地震」と命名されたこの地震は、宮城県栗原市で震度 7 を記録し、激しい揺れと 10 メートルを超える大津波により、東北地方を中心に、これまでの想定を超える甚大な被害をもたらした。また、地震・津波により発生した原子力発電所の事故は、放射能漏れを引き起こし、住民避難、電力危機、風評被害など複合的な被害を発生させている。

本市でも震度 5 強を観測し、南栗橋地区に液状化現象が起きるなど、大きな被害となっている。

地震発生直後、久喜市役所では一定の揺れがおさまってから、来庁のお客様をはじめ、職員にも、外へ退去するようにとの指示が出され、庁舎前の広場に避難した。

マニュアルでは、5 弱以上の地震があったときは、防災行政無線で地震が発生した旨、放送することになっていたのですが、まだ、余震が続く中、2 人の職員が役所の中に入り、地震発生時の放送を行った。これが、15:05 であった。

引き続き、庁舎前の広場で市長が幹部職員を集め、久喜市災害対策本部の設置を宣言した。これが、15:25 であった。

このとき、市内では、広範囲にわたり、約 15,000 戸が停電となり、久喜市役所は通電していたが、菖蒲総合支所、栗橋総合支所をはじめ、多くの公共施設でも停電となっていた。

また、JR 東日本在来線・新幹線、東武鉄道日光線・伊勢崎線の全ての電車がその場で停車し、一部踏切が閉まったままの状態となった。停電により道路の信号機は点灯せず、さらには、学校や職場に家族を迎えにいく車両が多く、市内の幹線道路は、大変な混雑となった。

電話は、固定電話・携帯電話とも話中の状態でまったく通じず、メールも数時間遅れの送信となっていた。

水道は一部の地域で断水となり、一時的ではあるが、電気・電話・水道等のライフラインが遮断される状態にあった。

災害への応急対策の面からは、地震発生が平日の昼間、勤務時間中であったことから、直ちに災害対策本部を設置し、15:30 には、被害状況の調査などにとりかかった。

地震発生が、休日や夜間となると、職員が自宅から参集するところから始まるので、まったく違った状況になるものと想定される。

このようにして、東北地方太平洋沖地震への災害応急活動が始まったが、災害対策本部の設置が初めてだったこともあり、その対応については多くの課題が発生している。

このため、久喜市の被害状況とその対応について、総括し、必要な見直しを行うものである。

なお、総括を行うに当たり、総括の基準日は平成 23 年 8 月 10 日とする。このため、現在も継続している被害や対応については、暫定的なものとなる。

また、震災日において、久喜市としての地域防災計画は策定中であったため、対応に当たっては、平成 22 年 7 月 26 日策定の「暫定地域防災計画」に基くものとなった。

第1 被害状況

1 地震の概要

- ① 地震の名称 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震
- ② 発生日時 平成23年3月11日(金) 14時46分頃
- ③ 震源地 三陸沖
- ④ マグニチュード 9.0
- ⑤ 震度 宮城県栗原市 震度7
久喜市内最大 震度5強

2 被害の概要(8月10日現在)

(1) 人的被害

死亡1人(宮城県で被災)

重傷者2人(重傷者の定義は、1ヶ月以上の治療等を要する場合)

(2) り災証明発行状況

8月10日現在、561件の申請があり、これまで556件、交付している。

被害判定の内訳は、全壊12件、大規模半壊42件、半壊58件、一部破損416件、届出証明19件、判定なし9件となっている。

	申請 件数	発行 件数	発行件数の内訳					
			全壊	大規模 半壊	半壊	一部 破損	届出証 明	判定 なし
久喜地区	286	283	1	1	6	269	6	0
菖蒲地区	49	49	0	0	0	44	5	0
栗橋地区 (南栗橋地区)	172	171	11	41	52	59	0	8
栗橋地区 (南栗橋除く)	21	20	0	0	0	16	4	0
鷲宮地区	33	33	0	0	0	28	4	1
合計	561	556	12	42	58	416	19	9

(3) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定実施状況

被災建築物応急危険度判定を125件、被災宅地危険度判定を131件実施した。

ア 被災建築物応急危険度判定

実施件数(建物)	内訳		
	赤(危険)	黄(要注意)	緑(調査済)
125	0	42	83

イ 被災宅地危険度判定

実施件数 (宅地)	内訳		
	赤(危険)	黄(要注意)	青(調査済)
131	0	27	104

(4) 屋根瓦破損等

職員による被害状況の調査の結果、屋根瓦破損等は824棟であった。今回の地震では、屋根の棟(むね)、いわゆる「ぐし」部分の瓦が多く破損した。

- (5) ブロック塀・石垣等の倒壊 73 件
- (6) 火災状況 発生なし
- (7) 道路陥没・沈下 103 箇所（現在は復旧済み）
- (8) 河川・水路の破損 5 か所
- (9) 公園の園路沈下等 1 か所
- (10) ライフライン
 - ・ 電気（3/11 市内約 15,000 戸停電）、ガス：市内全域復旧済み
 - ・ 水道、下水道：市内全域復旧済み

3 南栗橋地区

今回の地震により液状化による住宅被害が南栗橋地区に集中して発生した。

ライフラインについては、上下水道において、水道本管の破損と下水道管及びマンホールなどに、ひび割れなどが発生した。また、道路については、21 路線、延長 1,470 メートルにわたり、隆起や側溝の破損などが発生した。これまで、復旧作業として、応急な復旧を 3 月 12 日から 15 日までに実施した。

公共下水道の宅内排水設備については、個人での点検が難しいことから、テレビカメラなどを用いて調査した。

上下水道の本格的な復旧工事については、6 月上旬に完了し、道路、側溝については、地区内を 4 工区に分け、7 月末に完了した。

住家の被害認定は、り災証明の発行状況により、全壊 11、大規模半壊 41、半壊 52 となっている。

4 計画停電

3 月 13 日から 28 日まで、東京電力の計画停電が行われた。

計画停電は、暫定地域防災計画での想定はなく、防災行政無線での周知、問い合わせに対する相談・受付体制の確立など、多くの課題が発生した。

東京電力とは、協定を結んでおり、広域の停電が発生した場合は、防災行政無線を使って放送することになっている。

しかし、計画停電に関する東京電力からの情報があいまいで少なく、市民からの問い合わせには、大変苦慮した。

3 月 15 日以降は、職員の応援体制を組み対応したが、今後も実施される可能性のある計画停電に対して、きちんとした対策を講ずる必要がある。

5 市内の空中放射線量測定

福島県の原子力発電所事故による放射線の影響について、本市における放射線量の状況を把握、監視するため、放射線量を次のとおり測定している。

また、測定内容については、市のホームページで公表している。

- ・ 市役所における空中放射線量（参考値）
- ・ 小中学校及び市立幼稚園における空中放射線量（参考値）
- ・ 保育所における空中放射線量（参考値）
- ・ 公園における空中放射線量（参考値）
- ・ 道路側溝に堆積した土砂の空中放射線量（参考値）

第2 応急対策活動

1 災害対策本部の活動

(1) 災害対策本部の設置

3月11日（金）15時25分、久喜市災害対策本部（非常体制第1配備）を設置し、現在も設置中である。

8月1日までに、災害対策本部会議を34回開催し、東日本大震災への対応等について協議してきた。

(2) 災害対策本部の構成

【資料編】を参照

(3) 各部・各班の活動内容

災害対策本部設置後、各部・各班は、暫定地域防災計画による事務分掌に基づき、次のとおり応急対策活動を実施した。

暫定地域防災計画上の事務分掌にはなかったが、新たに発生した事務や担当課として執行してきた事務もあるので、それらについては、「その他」として、記述した。

① 総務部

ア 秘書班

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
本部長及び副本部長の秘書に関する事	3/11～	現地視察の際の車を確保した。	車の確保が困難であったため、内部調整が必要
災害視察者、その他見舞者の応接に関する事		—	—
その他	3/14～	受付案内業務で計画停電情報を提供した。	—

イ 広報班

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
避難情報、避難命令等の住民に対する広報に関する事	3/11～	防災行政無線、防災行政無線情報メールで情報提供	放送担当者の声質・話し方により、聴き取りづらいとの苦情あり。 音達していない地域があるようで、聞こえないとの苦情あり。
	3/11～	市ホームページで情報提供	本部の組織機能が混乱していたため、各班からの広報情報が収集・集約できなかった。 各課等の震災・停電対応が市として統一感に欠けていた。（震災・停電対応に対する組織的指示がなかった。）

		<p>班活動の拠点が本庁舎外であったため（班長が公文書館）、情報収集等に支障・不便があった。</p> <p>インターネットを閲覧できない環境の市民に対して、合理的な周知手段が必要（広報すべき情報と参考に情報提供している情報の区別）</p> <p>本部総括組織が場所を分散して活動していること及び通常業務との兼務に効率の悪さを感じています。</p> <p>総括活動のマニュアル化（又は各班からの各種報告の様式化）が必要と感じた。</p>
3/16～ 4/28	主な公共施設に計画停電情報を掲示	<p>公共施設への掲示が目立たないという意見があったことから、掲示場所の工夫が必要。</p> <p>正確で市民に分かりやすい情報が入手できなかった。（東電にも情報がなかった。東電との連絡・連携体制の不備不足。）</p>
3/17～	広報車による計画停電の広報	<p>市域の広範囲に対する広報車による計画停電の広報は、次の理由から再検討すべきである。「広報車両、人員の確保が難しい」「広報車巡回コースのノウハウがない」「情報に行政広報が行っている内容の正確性や確実性がない」「聴き取れなかった市民等に不安を与えた」「広報内容と現況に相違があった」。特に今回は、「事前の周知時間がない」「ガソリン給油が困難、計画停電中で道路が危険」。</p> <p>広報車は、機動性・即時性がないため、広報中の状況変化に適応できない。広</p>

			報媒体の使い分けが必要。
	3/24	緊急回覧を配布	<p>平時から回覧の配布体制を構築・確認（各区の班の数）しておく必要がある。</p> <p>市民の安心安全に応えるため、第一報は（市の状況・動き）できるだけ早い時期に情報発信が求められる。（インターネットを閲覧できない環境の市民が多数存在する。）</p>
	4/27	広報くき臨時号(5/1号)を配布	<p>市民の安心安全に応えるため、地震による市の状況・動きに関する全戸配布物は、もう少し早い時期に発行配布が求められた。（回覧・チラシの活用と役割分担、広報くき中に「震災関連情報コーナー」を設けるなど工夫・反省点あり。）</p> <p>地震による紙不足・物資不足等の影響で、印刷発注が可能な業者の確保が制約された（6万部の紙の調達ができない、期限内では作業工程が組めない）。</p>
報道機関との連絡及び調整に関すること	3/11～	<p>市内の被害状況及び一時避難者の状況等を久喜記者クラブ加盟各社に情報提供</p> <p>液状化被害については、取材申し入れのあった報道機関及びTV番組制作担当者に対して、市の窓口として予備取材の対応、追加取材の受付と調整を実施</p>	<p>報道の取材に関しては、記者と市担当者の信頼関係（対人関係）が報道結果に影響するため、市の方針として報道取材には可能な限り協力するという共通認識で臨むことが必要。</p> <p>TV取材については、映像撮影、資料提供及び日程等の調整が必要となるため、各所管課の協力が不可欠である。</p> <p>新聞・TV等による状況把握のための取材や予備取材に対する対応を行うために、情報入手や集積ルールが求められる。（情報収集は行ったが報道対応するには</p>

			情報不足の状態であった。)
広聴及び被災者からの陳情に関すること	3/11～	「市長への提言」に多くの提言・意見が寄せられ、広報班が回答した。	災害発生時などは、簡易に情報伝達できる「市長への提言」に意見が殺到することが考えられるため、状況に応じた緊急対応・措置が必要である。 広報班として「広聴」「被災者からの陳情」の定義が明確でないため、業務範囲が不明。
被災状況の写真等による記録に関すること	3/11～	災害対策本部長の市内被害箇所視察に随行し、被害の一部を写真撮影 埼玉県内の災害対策本部の新聞記事の切り抜き	市内の被害状況の写真撮影については、情報又は指摘等がなかったため記録のポイントが絞れなかった。 (道路等被害箇所については、担当課が写真撮影しており、特に記録すべき依頼がなかった。)

ウ 総務動員班

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
職員の動員及び各班の配置調整に関すること	3/11～	震災直後の初期対応、計画停電の問い合わせ対応、避難場所の運営等について、従事職員の全庁的な動員を行った。	動員人数の把握、的確な動員体制の確立

② 財政部

ア 財政班

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
緊急予算編成及び資金調達に関すること。	3/11～	各種災害復旧経費及び災害対策関連経費について、予算措置を行う。	—
資機材及び燃料等の調達に関すること。	3/11～ 3/18～	公用車のガソリンの確保 避難所の石油ストーブ、灯油、ポリタンクの確保	ガソリンの品薄に伴い、確保が難しかった。 震災時給油可能 GS との契約が必要。
公用車両の管理及び配車に関すること。	3/12～	災害用の専用車を確保し、配車	—
災害対策本部等の設置場所の確保に関すること。	3/11～	本庁舎及び公文書館	本庁舎は、耐震補強工事が必要。

災害用電話の確保に関すること。	3/14～ 3/16～	災害用電話を 10 回線増設 災害用電話を 8 回線増設	—
市有建築物（防災拠点建物、避難所、集会所等）の安全確認に関すること。	3/11～	震度 4 以上の余震があったときには、本庁舎及び集会所等の見回りを実施 本庁舎の受水槽吐出配管破損及び屋上配管漏水有	応急措置後、材料入手困難により、4 月下旬に修繕済
その他	3/11	本庁舎からの避難指示	庁内放送が必要だった。 職員が市民を避難させるための誘導が不徹底であった。
その他	3/14～ 23	計画停電に対する電算システムの維持管理	非常用自家発電機の設置が必要。

③ 市民税務部

ア 総括班

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
対策本部に関すること	3/11 15:25	対策本部を設置	
	3/11 16:30 ～	対策本部会議の開催及び会議録の作成・職員への提供	
被害状況の集約、分析及び報告に関すること。	3/11～	対策本部で各班からの被害情報を取りまとめ、会議録として、職員に報告	口頭報告が多く、定型書式の報告、データの共有化を図る。
他の主管に属さないこと。	3/11～	災害派遣等従事車両証明書の発行	
	3/14 5/20	議会全員協議会資料の取りまとめ	
	3/11～	民家等への避難者の登録	
	3/13～ 4/8	計画停電に関する市民問い合わせ窓口	体制が整うまでの間、配置職員も含め混乱した。
	3/12	県からの提供によるブルーシートを無料配布した。	ブルーシートの数が不足し、希望者全員には配布できなかった。
その他	3/11～ 4/18	屋根瓦（久喜地区）の破損状況調査	本来、調査班の事務である。

イ 市民ボランティア班

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
救援物資の受け入れ及び配給に関すること。	3/19～ 27	物資を避難所へ届けた。	

ウ 調査班

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
その他	3/11 15:00- 16:00	確定申告の受付中止	申告ができなかった方への対応の統一を図る。
	3/11 ~ 継続	納税相談の実施	—
	3/11 ~ 継続	市税に関する提出期限等の延長	迅速な対応を図り、対象者への事前周知を行う。
	3/11 ~ 継続	市税の納期限の延長、市税の減免	課税側と収納側の連絡・調整が不十分であった。 ・既定の減免基準が実用的でない(資)
家屋等の被害状況の現地調査及び取りまとめに関すること	3/29 ~ 継続	り災証明に係る家屋被害状況の調査	・組織、指示系統の不整備(本庁・支所間含む)(資)
り災証明に関すること	3/17 ~ 継続	り災証明に係る家屋被害状況の調査及び発行	・組織、指示系統の不整備(本庁・支所間含む)(資) ・基準について(資)

④ 環境経済部

ア 環境班

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
その他	3/25~	放射線量の測定	専門的知識や情報を有していない。

イ 産業班

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
その他	3/11	商工会館を帰宅困難者受け入れ施設として開館した。	利用者は0であったが、毛布等の物資の準備が必要
共通事務		商店街、工業団地の被害調査を実施	

⑤ 福祉部

ア 被災者救援班

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
対策本部との連絡調整に関すること	3/11~	被災者救援班に係る対応状況について、災害対策本部会議で報	

		告等を行う。	
避難所・避難場所における被災者の保護及び収容に関すること	3/11～	指定避難所となっている小学校等に職員を派遣し、避難状況を確認。すでに避難者のいる避難所や、避難の問合せ等のあった避難所について、市職員を配置させ、毛布や非常食等の配布を行った。	あらかじめ指定した職員がいなかったため、防災倉庫の位置や、懐中電灯、非常食、毛布等の備蓄状況がわからなかった。
避難所・避難場所の管理運営に関すること	3/11～	指定避難所に福祉部職員を配置し、避難者のいる避難所の設営を行った。	あらかじめ配置職員の指定がなされていなかったため、スムーズな設営ができなかった。
災害時要援護者対策に関すること	3/11～ 3/14	久喜市民生委員・児童委員協議会会長に依頼し、要援護者の安否確認を行った。	会長への依頼が、地震発生後 6 時間後と遅くなってしまった。
	3/12～	障がい者については、電話連絡等（聴覚障がいの方へは FAX）により、直接安否確認を行った。	名簿が最新の状態ではなかった。
	3/11～ 3/17	単身高齢者については、本庁及び各総合支所、社会福祉協議会で電話・訪問等により安否確認を行った。	行政だけでなく地域の協力をもらえる仕組みづくりが必要。
	3/12～	在宅医療機器利用者へ、発電機を貸し出した。	必ずしも必要分の発電機が用意できていない。
	3/11	市内の障がい者施設の通所者の避難状況、安否確認を行った。 （いちょうの木、けやきの木、くりの木、趣味の家、ゆう・あい、のぞみ園）	電話回線が不通のため、電話連絡が取れず、直接職員が自転車で伺った施設があった。
災害見舞金、災害弔慰金の支給及び災害援護金の貸付に関すること		〔災害見舞金〕 久喜地区及び栗橋地区において、全壊、大規模半壊及び半壊の「り災証明書」の判定結果に基づき、災害見舞金（市）を支給。 ① 全壊（100,000 円）12 件 ② 大規模半壊（50,000 円）42 件 ③ 半壊（50,000 円）58 件 ④ 重傷（30,000 円）2 人 〔災害弔慰金〕	

		久喜市在住で、3月11日に宮城県南三陸町で被災し溺死した方(1名)に対し災害弔慰金を支給。(申請待ち)	
災害見舞金品及び義援金の受入れ及び配分に関する事	3/15～	<p>◎受入れ</p> <p>〔東日本大震災義援金〕</p> <p>日本赤十字社埼玉県支部久喜市地区として、3月15日から、市内各地区の公共施設等19ヶ所に募金箱を設置し義援金の受け付けを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義援金の額(3/15～6/15) 9,114,302円 ・全額を日本赤十字社埼玉県支部に送金。 <p>〔基金〕</p> <p>市内で被災された方のために役立てて欲しいとの趣旨で被災者支援基金として受領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募金者(4団体)個人を含む ・募金総額(418,500円) <p>※その後、久喜市東日本大震災被災者支援基金に繰り入れる。</p> <p>◎配分</p> <p>〔東日本大震災義援金〕</p> <p>り災証明書の「全壊」及び「大規模半壊、半壊」の判定を受けた被災世帯が対象。</p> <p>「全壊」(985,808円)12件</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次配分(350,000円) 2次配分(635,808円) <p>「大規模半壊・半壊」 (497,904円)100件</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次配分(180,000円) 2次配分(317,904円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内でも、特に南栗橋地区の液状化被害がひどく、日赤の義援金の他に、市内の被災者のために寄付したいとの申し出が何件あったが、当初は「一部損壊」の判定にしかならず、寄付の申し出をお断りした。 ・栗橋地区の被害状況が、液状化によるものであったため、り災証明発行のための調査が難航し、被害状況がまとまらなかったため、県への報告が遅れた・そのため、市への義援金の配分が遅れている。
社会福祉施設及び児童施設の被害調査に関する事	3/11	<p>老人福祉センター、特別養護老人ホームなどの入所者や施設被害について、電話・訪問により確認した。</p> <p>公・私立保育所・放課後児童クラブ・認可外保育所の入所児の安全確認や施設被害等について電話・訪問により確認した。</p>	<p>電話連絡が取れなかったため、確認に手間取った。</p> <p>交通機関の混乱により、保護者の帰宅が遅れ、引渡しが夜間になる場合があった。</p> <p>停電時での非常照明(懐中</p>

			電灯やランタン) が必要。
その他	7/12～	<p>〔被災者生活再建支援金〕 市内の被害状況が、「全壊」12件となったため、被災者生活再建支援法の適用となり、対象となる被災世帯からの支援金の受け業務を行う。</p> <p>(基礎支援金) 「全壊」(複数世帯) 100万円 (単数世帯) 75万円 「大規模半壊」 (複数世帯) 50万円 (単数世帯) 37.5万円</p> <p>(加算支援金) 「複数世帯」 (全壊・大規模半壊共) ・建設・購入 200万円 ・補修 100万円 ・賃借 50万円 「単数世帯」 ・建設・購入 150万円 ・補修 75万円 ・賃借 37.5万円</p>	<p>「半壊」世帯を含む支援金対象者に対して、8月9日付けにて、制度の概要及び申請書を送付した。</p> <p>※「半壊」世帯は、基礎支援金の対象とはならないが、やむを得ず住宅を解体した場合は、「全壊」と扱われる。</p>
		東北地方から避難された障がい者への福祉サービスの提供	サービスの提供にあたり制度の違いのため、被災地の市町村との状況確認に時間を要した。
	3/12～ 4/30	保育園給食への対応	弁当持参や献立の内容変更が生じた。
	3/31	東北地方から避難された方の保育所への入所	
	5/6～	市内の認可保育所全園で放射線測定を実施	測定器の借用

⑥ 健康増進部

ア 医療・救護班

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
被災者の医療及び医師会等医療機関との連絡調整に関すること	3/14	震災の影響で避難されて来た方が、医療機関等を受診するとき、被保険者証が提示できなくても保険診療で対応した。その際、一部負担金の支払いが困難である旨を医療機関等の支払窓口にて申し出をしてもらえれば、支払猶予の対応をすることを、医療機関等や避難者に周知した。	一部の医療機関等で、一部負担金の徴収や被保険者証の提示ができない避難者からは、10割分の医療費の請求をした事例があった。
健康対策及び心のケアに関すること	3/11 ～ 7/27	避難所において避難者の健康チェックを実施	—
	3/12 ～	電話による健康相談の受付	—
	4/5～	南栗橋地区被災者宅を訪問して健康相談を実施	—
	3/15 ～	東北地方から避難された妊産婦及び乳幼児への健康診査の実施	—
	3/31 ～	東北地方から避難された乳幼児、児童、生徒への予防接種の実施	—
	5/16 ～	東北地方から避難された方へのがん検診等の実施	—
	5/18	東北地方から避難された方に、保健センターの各種支援サービスに関するお知らせ文書を送付	—

⑦ 建設部

ア 道路・河川班

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
道路、橋梁、河川等の土木関係被害状況調査及び応急対策・復旧に関すること。	3/11 ～12	久喜地区を7ブロックにわけ、1班2人体制でパトロール実施 被害状況報告の整理	— 各総合支所からの報告に統一性がなく、報告書の定型化が必要
道路障害物の除去に関すること。	3/11 ～	道路上への瓦の落下やブロック塀の倒壊による障害物について、道路端に寄せる等応急対策を行った。	市民から市で撤去して欲しいとの問い合わせが寄せられた。

イ 住宅班

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
被災建築物の応急危険度判定活動の実施に関する事	3/12 ～ 3/25	地震により被災した建築物の概況を把握し、建築物の部分等の落下や転倒の危険性のある箇所を発見し、被災建築物の使用にあたっての危険性を情報提供することで、二次的災害を防止するため、応急危険度判定（125件）を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・実施本部設置の有無について ・判定活動の実施並びに実施範囲の判断基準の明確化 ・応急危険度判定士の有資格者の確保 ・判定士による判断基準の相違の改善 ・通常業務への支障
被災宅地危険度判定活動の実施に関する事	3/13 ～ 3/25	地震により被災した宅地（地盤）について、被害状況の概況を把握するとともに、二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため、目視判断による被災宅地危険度判定（131件）を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・実施本部設置の有無について ・判定活動の実施並びに実施範囲の判断基準の明確化 ・被災宅地危険度判定士の有資格者の確保 ・判定士による判断基準の相違の改善 ・通常業務への支障
応急仮設住宅に関する事		-	
市営住宅の被害調査及び復旧に関する事	3/11	管理している柳島団地、松永団地の被害調査を実施すると共に、入居者の安否確認をした。 ・柳島団地は、通電していたが、松永団地は、停電中であった。	<ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数が既に経過している松永団地の建物（3/4棟）の維持管理及び解体。（1/4棟は、平成27年度に対応年数を迎える。）
被災者の住宅相談に関する事	5/22	被災した住宅に対する市民の不安を解消するため、被災住宅相談会を本庁及び各総合支所の4箇所で開催。 ・相談件数 12件	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な相談会実施の必要性。 ・修繕及び改修業者の紹介について課題がある。
建設業者等の連絡調整に関する事		-	
市域が災害救助法の適用を受ける場合における住宅の応急修理に関する事		-	

ウ 公園班

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
公園の被害調査及び応急対策・復旧に関する事		現地調査を行った。	現地で被害への補償等、所管事務以外のことを聞かれ

すること。			た。
区画整理事業等の被害調査に関すること。		栗橋駅西土地区画整理事業地内の調査	事務所が停電し対応が難しかった。自家発電機の設置が必要

⑧ 上下水道部

ア 給水班

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。	3/11～	対策本部の状況及び指示を部内各班へ伝えるとともに、指示を履行した。	
水道施設の被害状況調査に関すること。	3/11～ 3/13	各浄水場、各配水管、導水管、水管橋等の被害状況の確認を行った。	電話が繋がりにくく、状況把握が難しかった。 被害区域が広範囲にわたるため人的不足が生じ、確認に時間を要した。
応急給水及び給水計画に関すること。	3/11～ 3/15	給水不能、赤水等の連絡のあった地域に給水車等を出動させた。	電話が繋がりにくく、状況把握が難しかった。 被害区域が広範囲に渡るため人的不足が生じ、対応に時間を要した。
給水についての広報に関すること。	3/11～ 継 続 中	防災無線で、水圧低下、赤水、放射性物質等のお知らせを行った。	市民から、「聞き取りにくい」、との苦情があった。
貯蔵品の調達及び受け払いに関すること。	3/11～ 継 続 中	対策本部の指示のもと各避難所へペットボトル水の配布を行った。 給水パックによる給水活動を行った。	
水道施設の応急復旧計画の策定と実施に関すること。	3/11～ 6/20	南栗橋地区において、仮設管の布設を行った。その後配水管・給水管の破損等に伴う布設替工事等を実施し、完了した。	関係機関(ライフライン、及び道路)との連絡調整が困難だった。
浄水場関連施設の保守・点検及び整備に関すること。	3/11～ 継 続 中	地震発生時に伴う停電時に、職員及び管理会社により機能確認を行った。	関係会社との連絡調整が困難だった。

イ 下水道班

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
下水道施設の被害状況	3/11～	停電箇所への対応	

況調査に関する こと。	3/12～	南栗橋地区の本管路及び取付管 のカメラ点検調査を行った。	
	4/1～ 4/24	南栗橋地区の液状化被害の出た 地域において、宅内排水設備の カメラ点検調査を行った。	本管路の確保を優先していたので、各戸宅内設備への 対応は2週間程遅れた。 本管路と共に状況確認への 早期判断が必要であった。
下水道施設の復旧計 画、復旧資材の調達 及び総合調整に関す ること。		停電時、自家発電機により下水 道施設を運転管理した。	・災害時の公共施設への燃 料確保を計るべきである。 ・公用車の燃料確保も必要。 ・自家発電設備のない中継 ポンプ場、マンホールポン プ、農業集落排水処理場が 停電に対応できない。
下水道施設の危険予 防、応急復旧及び清 掃に関すること。		—	—
下水道施設等応急修 理に対応する労力確 保に関すること。		—	—

⑨ 出納部

ア 経理班

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
災害見舞金の管理保 管に関すること	5/25～	被災にかかる寄付金について会 計管理者名の領収書の発行	他市では義援金について災 害対策本部長名の領収書を 発行している
災害経費に関する現 金の出納に関するこ と	5/25～	災害復旧費の支払い	—
その他経費に関する こと	—	—	—

⑨ 教育部

ア 教育総務班

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
本部、関係機関及び 部内各班との連絡調 整に関すること。	3/11～	・学校施設や社会教育施設等の 教育部所管施設の被害状況及び 対応状況の取りまとめ、本部へ の報告を行った。	・震災直後には停電や輻輳 等により、電話・FAX回 線による通信が困難とな り、状況の把握等が思うよ うにできなかった。
教育関連施設の被害	3/11～	・小中学校34校の被害状況調	・地震直後に学校へ出向い

状況の調査、応急対策・復旧に関すること。	3/12 3/13	<ul style="list-style-type: none"> 査を実施（4班：各2名体制） 被害の状況により、危険性があり、緊急を要する修繕については、翌日（3月13日）修繕工事を実施。 その後、修繕工事の選別及び工事依頼・調整を行う。 	<p>た際、避難した市民の方がいたが、学校の対応手順書がないため、市民の方が、右往左往していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災倉庫の鍵がないため学校で利用できない。 学校へ避難したが、当該地域が停電していたため照明等がない状態が続いた。（地元業者が発電機を持ち込み解決した。）
----------------------	--------------	---	---

イ 学校教育班

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
幼児、児童、生徒の安全確保に関すること。	3/17～25	学校及び避難所にスクールカウンセラーを6回派遣した。	継続的な実態把握と適切な対応
	3/11	学校によって、一斉下校と保護者引取りの方法に対応が分かれた。	
拠点避難所の開設、管理、運営への協力に関すること。	3/11～	全校長に対して、避難所の開設に協力できるよう、学校待機を支持した。	<p>電話が長期間使用できず、学校との連絡が十分には取れなかった。</p> <p>市職員と学校職員との連携がうまくできなかった。</p> <p>市職員が来ない学校があった。</p>

ウ 社会教育班

(中央図書館)

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
社会教育施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること	3/11～ 3/31	中央図書館玄関廻りの外部床タイルがひび割れて剥がれた為、復旧した。	

(鷺宮温水プール)

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
・所在地周辺の被害情報の収集及び伝達に関すること。	3/11	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全確保に努めると共に、異状がないことを確認し、施設の利用を再開した。（鷺宮体育センター） 利用者はいなかったため、避難誘導等を行わなかった。（鷺宮運動広場、西大輪運動広場） 工事休館中で利用者はなかった。（鷺宮温水プール） 	

・社会教育施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること	3/11	・施設の異状がない事を確認した。(鷺宮体育センター、鷺宮運動広場、西大輪運動広場、鷺宮温水プール)	
-----------------------------	------	---	--

(菖蒲温水プール アクレ)

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
その他	3/11 地震発生 ～ 14:50	プールでの遊泳者全員をプールから上がらせ、プール場内にいる利用者全員を1ヶ所に集めた。 非常口とすべての扉を開放。	プール場内の利用客の安全確保に集中するあまり、更衣室の安全確認が後手となった。
その他	3/11 14:50～	利用者全員にケガのないことを確認。寒そうな人にバスタオルを配布し、全員を安全に退館させた。	災害に備え、電池式ラジオの設置を検討すべき。また、夜間開館時の停電に備えて、懐中電灯、ランプの所持数の増加を検討すべき。 地震(火災ではない)発生時の安全な避難方法について、地元消防署に確認する。 (すべて対応済)
その他	3/11 14:50～	停電の発生及び地震によりプールの水が館内にあふれ出たため、また余震に備え午後の部及び夜間の部の開館中止を決断。 利用者帰宅時、プール受付にて本日遊泳分の振替券を配布。	—
社会教育施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること	3/11	利用客の退館後、施設の被害状況の確認。建物の外壁に若干のひび割れを確認。	—
社会教育施設の被害調査及び応急対策・復旧にかんすること	3/12～	菖蒲地区内のグラウンド・テニスコート等の状況確認。 利用日の振替や使用料還付の手続き。	—
その他	3/12 午前	プール施設の機械・電気機器の動作確認。被害個所なし。	—

その他	3/12 13:00～ 16:00	午後の部より通常通り開館した。	余震が発生したり、市内の一部ではまだ給水制限が解除されなかったりする中でプールを開館したことに対して、利用客、プールスタッフ、一部の住民から不安や疑問の声があった。(近隣のプールはすべて休館であった)。
その他	3/1～ 4/30	終日休館。	休館が長引くにつれ、開館を求める声が上がりはじめた。
その他	5/1～	通常通り開館した。	5/1 からの突然の開館決定と、予め組まれていた業者による定例のプールの水抜き清掃による休館(5/6～5/13)が、利用者に混乱を与えた。 清掃を終え、きちん運営できる状態にしてから開館するよう求める声が多くあった。

⑩ 地区活動部

ア 地区活動班

(中央公民館)

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
避難所の開設に関すること、及び管理・運営への協力に関すること	3/11～ 3/20	市民や帰宅困難者を受け入れ毛布、非常食等を提供した。	震災後、本庁等との連絡が途絶えた。毛布、非常食等の物資を防災倉庫から運ぶ車両や人手の確保が困難であった。
所在地周辺の被害情報の収集及び伝達に関すること		—	—
住民からの問い合わせ、相談、要望等に関すること		—	—

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
避難所の開設に関すること	3/11	帰宅困難者及び市民避難者の受け	別途掲載

ること、管理・運営への協力に関すること。	～	入れ 中央公民館、しずか館、栗橋公民館、栗橋コミュニティセンター、鷺宮東コミュニティセンターなど	
----------------------	---	---	--

((栗橋B&G海洋センター))

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
所在地周辺の被害情報の収集及び伝達に関すること。	3/11	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者がいたため、避難誘導を行い、ライフライン（照明等）復旧が見込めないため、施設の利用を直ちに中止した。(栗橋B&G海洋センター) ・利用者はいなかったため、避難誘導は行わなかったものの、施設が被災し、直ちに施設の利用を中止することとした。(南栗橋スポーツ広場) 	
住民からの問合せ、相談、要望等に関すること。	3/11	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が待機していたが、住民からの問合せ等はなかった。(栗橋B&G海洋センター) 	

⑪ 総合支所部

ア 総務管理班

(菖蒲総合支所)

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
総合支所の庶務に関すること	3/11～ 15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者を庁舎外へ誘導 ・支所の被害状況の確認（ひび割れ等） ・計画停電に伴うエレベータの使用禁止 	
災害対策本部との連絡調整に関すること	3/11～	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部会議の内容を支所各班長へ報告 	
災害情報、避難命令等の住民に対する広報に関すること	3/17	<ul style="list-style-type: none"> ・広報車による停電の周知 	

(栗橋総合支所)

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
災害対策本部との連絡調整。	3/11～	栗橋地区内の被害状況の把握と応急措置状況の報告。	—
総合支所の庶務に関すること。	3/20 3/27	南栗橋地区の地震被害に対する説明会の会議録作成。	—

	4/10 5/15 6/5		
共通事務	3/11	来庁者の避難誘導と安全確保。 庁舎等の被害状況調査、安全確認。 計画停電に伴う電話対応。	— — 情報が不確定であった。
災害情報、避難命令等の住民に対する広報に関すること。	3/11	防災行政無線の難聴区域(工事中)を対象に、2台の広報車で巡回した。	—

(鷺宮総合支所)

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
災害対策本部との連絡調整に関すること	3/11～	・対策本部会議の内容を支所各班長へ連絡	
総合支所の庶務に関すること	3/11	・来庁者の避難誘導 ・庁舎等の被害状況調査 ・エレベーターの運転休止 ・車両の配車	
災害情報、避難命令等の住民に対する広報に関すること。	3/11	・広報車による停電の周知	
被災者の相談及び広聴に関すること	3/11～	・計画停電に伴う電話対応	
共通事項	3/11～	・総務・動員班からの要請に伴う事務 ・職員掲示板による鷺宮地区関連の状況報告	情報を発信しても活かされなかった

イ 市民税務班

(菖蒲総合支所)

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
市民税務部との連絡調整に関すること。	3 /11 ～	市民税務部との連絡調整 菖蒲地区の状況報告	震災当日は、電話がつながりにくい。 無線機等の確保が必要。
電話等による被害通報の受付、整理に関すること。	3 /11 ～	住民からの通報、各課(班)からの連絡・報告対応	対応マニュアル等が必要と思われる。
防災行政無線の管理及び運用に関すること。	3 /11 ～	防災行政無線の放送内容確認(放送内容が聞き取れない)	防災行政無線は統合されたため、防災行政無線の管理及び運用を支所の事務分掌とすることの見直しが必要と思われる。
家屋等の被害状況の	3 /12	2人1組の3組体制で家屋状況	

現地調査及び運用に関すること。		調査	
災害記録一切に関すること。	3 /11 ～	災害記録の取りまとめ	
被災に伴う市税の減免、納税相談等に関すること。		—	
り災証明に関すること（火災を除く）	3 /14 ～	り災証明書申請受付件数（49件）	発行の対象者が明確になっていなかった。 被害の判定方法（見る人によってバラツキがあった。 減免やサービスの案内が明確ではない。
その他	3/11	避難所の開設・避難者用食料・物資等の調達搬入	計画では、地区活動班・学校教育班の事務となっている。 物資等の調達搬入について担当班が不明確。
	3/13	提供されたブルーシートを無料配布した。	ブルーシートの数が不足し、希望者全員には配布できなかった。 担当班が不明確。
	3/11	栗橋地区からの要請で防災用毛布を届ける	物資等の調達搬入について担当班が不明確。
	3/12	衛生組合からガレキ搬入先を各支所と調整との連絡で調整	計画では、環境班の事務と思われる。
	3/11	（人工呼吸器患者への）発電機の貸出。	計画にはない需要備品の再確認が必要。

(栗橋総合支所)

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
市民税務部との連絡調整に関すること	3/11～	栗橋地区の被害況等報告	電話がかかりにくい状況であり、本部との連絡調整に支障を来たした。
電話等による被害通報の受付、整理に関すること	3/11～	栗橋地区の被害状況を受付	電話がかかりにくい状況であったため、被害状況の報告を満足に受けられなかったと考えられる。
防災行政無線の管理及び運用に関すること	3/11～	防災行政無線の不具合及び放送内容確認の問合せの対応	無線の統合工事期間中であつたため、一部地域において放送が流れなかった。また、無線が聞こえ

			ないとの苦情が多数あった。
家屋等の被害状況の 現地調査及び取りま とめに関する事	3/12 9:00～	栗橋地区（南栗橋地区の一部を 除く）の被害状況調査を実施	職員による目視調査のため正確性に欠く。 液状化被害があった地域の調査については、工事 車輛等で混乱しており実施できなかった。
	3/12～	南栗橋 6 丁目・7 丁目・12 丁目 区長から被害状況報告	行政区長により対応にば らつきがあり、区長会議 等において、事前に被害 状況報告について依頼し ておく必要がある。
	3/12～	南栗橋地区の被災建築物応急危 険度判定開始（住宅班による判 定を補助するため随行）	
	3/13～	南栗橋地区の被災宅地危険度判 定開始（住宅班による判定を補 助するため随行）	
災害記録一切に関す ること	3/11～	災害記録等の情報収集	災害対応に追われ、発災 直後の記録は困難であっ た。記録担当員を置くな どの対応が必要である。
被災に伴う市税の減 免、納税相談に関す ること	3/11～	減免相談及び受付窓口の設置	
り災証明に関するこ と	3/13 ～	り災証明に係る相談及び申請受 付	調査班との役割分担及び 人員配置の手配に苦慮し た。
その他	4/10～	南栗橋被災地区 総合相談窓口 の設置	相談内容が多岐に渡ること、また情報が更新されること から、相談に耐え得るための各課から情報 収集が困難。
	3/13 3/20 3/27 4/10 5/15 6/5	南栗橋被災者会議（第1回） 南栗橋被災者会議（第2回） 久喜市南栗橋地域の地震被害に 対する説明会（市主催：4回）	会議開催の主管課が曖昧 であり、資料作成、当日 の運営、会議録作成等につ いて、業務分担の明確化 が図れなかった。

(鷲宮総合支所)

計画上の事務分掌	措置状況	課題・問題点
----------	------	--------

	期間	具体的事項	
市民税務部との連絡調整に関する事	3/11 17:00 ～	鷺宮区域の状況報告	・連絡調整が2系統（対策本部と総務管理班及び市民税務部と市民税務班）あり、連絡調整の内容が類似しており混乱した。 1系統にまとめるか連絡調整する内容をわける必要がある。
電話等による被害通報の受付、整理に関する事	3/11 15:00 ～	鷺宮区域の被害状況を受付	・対応人数が少ない。
防災行政無線の管理及び運用に関する事	3/11 18:20 ～	防災無線の放送内容確認の問合せの対応	・無線が聞こえないとの苦情が多数あり対応に苦慮した。
家屋等の被害状況の現地調査及び取りまとめに関する事	3/11 15:00 ～	鷺宮区域の被害状況を取りまとめ	・地震発生直後のリアルタイムな現地調査は、人員不足のため、困難である。人員の配置の見直しが必要である。
	4/15	鷺宮区域の家屋被害状況調査	
災害記録一切に関する事	3/11 15:00	災害記録のとりまとめ	
被災に伴う市税の減免、納税相談に関する事	3/11 15:00 ～	り災証明申請時に合わせて、り災に係る固定資産税減免についての相談を受けた。8/1 現在で減免の実績はなし。8月15日号広報で減免についての告知を行う。	・一部損壊程度では減免に該当しないというのが当初の方針だったので、相談時もそのように説明をしている。8月15日号広報では瓦の破損も減免を行うと告知するので当初の説明と食い違いが生じて混乱が予想される。
り災証明に関する事	3/11 15:00 ～	り災証明申請 31 件のうち 29 件について証明書発行	・申請受付期間が当初は、災害発生から1ヶ月以内であったが、締切期間が形骸化した。
その他	3/11 15:00 ～ 3/13	鷺宮支所 3F 無線機前に対策場所を設け対応	・無線機が3Fにあり1Fの事務室では無線対応ができないため3Fに場所を移し対応した。

	08:00		・ 今後は、上下水道部が移転してくるため3F無線室の使用が危ぶまれるので、市民生活係もしくは防災担当の3Fへの移動が必要と思われる。
--	-------	--	--

ウ 環境経済班

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
避難所の応急仮設トイレに関する事。	3/12～31	災害対策用仮設トイレを南栗橋グラウンドに5基設置 (栗橋総合支所)	汲み取りでないため、撤去時に支障が出る。
	4/1～	水洗式の仮設トイレを4基設置 (栗橋総合支所)	設置場所の選定
共通事務	3/12	農業用施設等の被害状況調査 (栗橋総合支所)	長時間を要する。

エ 福祉班

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
避難所における被災者の保護及び収容に関する事。	3/11～	栗橋コミュニティセンター、栗橋南小学校、栗橋公民館、しずか館で避難所を開設 (栗橋総合支所)	
災害時要援護者対策に関する事。	3/11～	ひとり暮らし高齢者等の安否確認 緊急時通報システム利用者の安否確認 (菖蒲総合支所)	電話がつながりにくい。
共通事務	3/11～	所管施設の被害状況と利用者の確認 (菖蒲総合支所)	電話がつながりにくい。 停電時の照明の確保

(鷺宮総合支所)

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
避難所における被災者の保護及び収容に関する事	3/11～13	桜田小学校、東鷺宮小学校、鷺宮東コミュニティセンターにおいて帰宅困難者の避難所を開設し対応	資料2に記入
災害時要援護者対策に関する事	3・11～	緊急時通報システム利用者の安否確認と注意事項連絡	・ 電話がつながりにくい ・ 停電時の対応
共通事務	3・11～	・ 高齢者福祉施設の状況及びデイサービス利用者の帰宅状況の確認 ・ 保育所及び学童保育施設の状況及び子供たちの帰宅状況の確認	・ 電話がつながりにくい ・ 避難所対応など人員の確保

救援物資等の受入れ、保管、配分に関すること	3・15～ 3/19～ 27	・義援金の受付、送金 ・救援物資の受付、送付	
-----------------------	----------------------	---------------------------	--

オ 建設班

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
道路、橋梁、河川等の土木関係被害状況調査及び応急対策・復旧に関すること。	3/11～	道路パトロールを行った。 被災箇所への応急措置を行った。 水中ポンプの設置と自家発電機の手動運転を行った。 (菖蒲総合支所・鷺宮総合支所)	自家発電機の長時間稼働は困難

(栗橋総合支所)

計画上の事務分掌	措置状況		課題・問題点
	期間	具体的事項	
道路、橋梁、河川等の土木関係被害状況調査及び応急対策・復旧に関すること。	3/11	4班体制で道路、橋梁、河川、公園等のパトロールを実施。 南栗橋12丁目周辺地区に被害を確認したため、被害状況の詳細パトロールを実施。通行に支障をきたす箇所にバリケードを設置した。	震災直後であり、建設部(本庁)との連絡がとれず、対応についての指示や被害報告などの連絡システムが機能しなかった。
	3/12	建設部にて南栗橋12丁目等の復旧について対策会議を開催するとともに、建設業組合に道路等の応急復旧作業を指示着手。ブロック塀等交通安全上支障のあるものの撤去(所有者に確認済みのもの)を行う。 道路等被害状況について、詳細に調査(写真撮影)を実施した。 液状化により電柱の傾きがあり、倒壊する恐れがあることから、NTT東京電力に対し、早急な対応を依頼した。 地震による都市ガスの安全性について、東彩ガス・東京ガスに現地確認調査を依頼するとともに、広報車にて安全である旨の広報活動を依頼した。	被害が道路・上下水道・電柱(東電、NTT)ガスに及んだため、仮復旧のためのスケジュール等の調整を密に行う必要がある。 全体の被害状況および復旧スケジュール等把握する中枢期間の設置が不可欠である。
	3/18～	液状化に伴う土砂の堆積により、排水に支障をきたすことから災害復旧費にて側溝浚渫工事を発注し対応した。 液状化に伴う各家庭宅地内の	各家庭からの土砂搬出依頼に対し、限られた人数での対応であった。

	砂の処理の依頼に対応するため、土嚢袋の配布並びに回収作業に着手する。	
3/25	南栗橋地区の災害復旧に関する、測量設計業務委託を発注した。	年度末であることから、H23 への事故繰越とした。 委託の成果が工事発注につながることから、早急な事務処理が求められる。
4/14	南栗橋 12 丁目他復旧工事実施に当り、民地を借地し、仮設駐車場を築造し開放した。	約 630 m ² 28 台収容可であるが、更なる設置要望が寄せられた。
5/12	南栗橋近隣公園被害に対する国（国土交通省）災害査定	災害による国庫負担申請手続き並びに現地査定の事務に時間を要する。
5/27	南栗橋地区道路災害復旧工事（第 1 工区）を発注	H22 年度予備費の関係から 1 工区のみ先行して発注。 工事発注に当り、工区別に地元説明会を開催した。今後個別に工事に伴う補償対応を行う。
6/22	南栗橋地区道路災害復旧工事（第 2 工区） 南栗橋地区道路災害復旧工事（第 3 工区） 南栗橋地区道路災害復旧工事（第 4 工区）を発注	災害復旧事業であることから、H23 6 月議会での先議による発注手続きとなった。 工事発注に当り、工区別に地元説明会を開催した。今後個別に工事に伴う補償対応を行う。

2 情報の収集と伝達

(1) 本庁、総合支所との連絡体制

発災直後から、固定電話、携帯電話とも回線がパンク状態となり、ほとんど通じなかったため、災害対策本部の置かれた本庁と、各総合支所との連絡は、困難な状況となった。

本庁には、災害時優先電話が 3 本あり、アナログ式ではあるが、ある程度使用できた。

各総合支所にも、2～3 本程度災害時優先電話の回線が備わっているが、交換機を通しての通話方式のため、発信時での利用は難しかった。

このため、本庁と各総合支所との連絡は、公衆電話、職員による使送を主な手段とした。

なお、3 月 12 日になると、電話回線も回復し、通常の電話連絡が可能となった。

(2) 避難所との連絡体制

避難所との連絡についても、発災直後には、電話が繋がりにくかった。

災害対策本部では、3 月 12 日、深夜 1:00 及び早朝 5:00 に、避難所への巡回を行い、不足

物資や避難者情報の把握を行った。

なお、鷲宮総合支所では、管内の避難所とトランシーバーによる通信手段を確保していた。

(3) 市民・行政区等への情報伝達

3月11日15:05、防災行政無線で地震発生の放送を行い、夜間の24:00までに合計10回の放送を行った。防災行政無線情報メールでも、同時刻に同じ内容でメール発信をしているが、通信状態が一定せず、1時間遅れで届くケースもあった。また、市ホームページについては、15:29に情報提供を開始し、以後適時更新してきた。

計画停電も含めて、広報車での広報も行ったが、折からの燃料不足と重なり、短期間での終了となった。

① 防災行政無線

防災行政無線については、聞こえない、聞きづらいとの意見・苦情が放送の度に寄せられた。本年2月から、防災行政無線の電波周波数の統一工事を行っており、これに起因しての難聴の可能性もあることから、寄せられた意見に基づき、現地に職員と業者を派遣し、確認作業も行ってきた。

業者の機器による調査では、全ての子局のスピーカーから音は出されていることが確認できたが、指摘のあった地域では、確かに発生する音量が小さい箇所があることも確認できた。

子局の数など機器に問題があるのか、録音方法や3回に分けての放送など放送する技術に問題があるのか、あるいはまったく別の問題があるのか、今後、専門業者による調査を行い、原因を追究し、改善する必要がある。

② 至急回覧と広報臨時号

市ホームページでは、災害情報や市の対応状況を掲載しているが、ホームページを見る環境のない方への情報伝達として、紙ベースによる「至急回覧」及び「広報くき5/1臨時号」を発行した。

「至急回覧」は、3月23日現在の災害情報等を3月24日に区長にお願いし、回覧として配布した。A3版両面刷り7,000部を役所で職員が印刷した。当時、紙不足により、印刷用紙の確保も難しく、回覧とした。

「広報くき5/1臨時号」は、広報紙5/1号に併せて、臨時号としてA4版4ページで作成し、発行した。市長メッセージ、市内の被害状況、震災に対する久喜市の対応、今後の情報提供の4項目からの構成となっている。

③ 区長への報告等

地域防災の一翼を担っている区長に対しては、発災直後に、災害情報や対応状況について報告すべきであったが、今回の地震に際しては、報告できなかった。

災害対策本部設置後、内部での混乱もある中、区長を集めて報告会を行うとの考えがなく、マニュアルにもなかったことから、実施しなかった。何人かの区長は、自ら調査した被害状況を書面で報告してきており、連携をとるべきであった。

結局、区長への報告は、3月24日配布の「至急回覧」文書によることとなり、大変な迷惑をかけた。

市から区長への直接報告は、4月中旬以降に行われた、区長会議となった。

(4) 情報収集

地震発生直後15:25に久喜市災害対策本部を設置し、第1回目の本部会議を16:30に開催した。この時点における市内の災害状況として、ブロック塀の倒壊1件、電線切れ2件、JR電車が全面不通との報告がされている。

情報収集は、主に、職員による市内パトロール、公共施設点検等により行われた。これら

の情報は、3月11日に約1時間おきに開催された第1回から第6回までの災害対策本部会議に逐一報告されたが、道路陥没や施設の破損など、徐々に被災の状況が大きくなっていくのがわかった。

被災日の電話回線はパンク状態で繋がりにくいため、情報収集は職員の使送によるものとなった。

また、3月12日になると電話回線の状態もほぼ通常となり、市民からの被災情報も入ってくるようになった。市民からの情報で多かったのは、屋根瓦の被害で、被害状況の報告とともに、ブルーシートの配布要望や市の補助金支給要望をされる方もいた。

当初、これらの電話を対策本部事務局のくらし安全課で受けていたが、あまりにも多く本部事務に支障があるため、地域防災計画に基き、他の班に変わってもらった。

(5) マスコミ対応

当初、マスコミには、災害対策本部での会議内容をまとめた資料を、広報班が定期的に提供してきた。本市も被災自治体ではあったが、近隣自治体と比べて、大きな差異はなく、マスコミにとっても積極的な取材をすべき対象ではなかったようである。

しかし、南栗橋地区の液状化による住宅等の被害状況が確認された3月16日頃から、テレビ、新聞等マスコミの取材申し込みが多くなった。

市では、市としての統一した取り組み方針等を情報発信するとの考えから、マスコミからの取材申し込みに対し、広報班による一括受付け、調整を行った。

期間中、広報班による調整の前に取材が行われるなど、一部混乱した部分はあったが、概ね順調に推移したように思われる。

3 避難所

(1) 避難所の設置状況

市民及び帰宅困難者の受け入れのため、市内19か所で避難所を開設した。

避難所の開設は、市民の方が自発的に避難してきたことによるものであり、災害対策本部において、計画的に施設を選定したものでなかった。また、帰宅困難者の受け入れ施設については、駅からの要請によるもので、比較的駅に近い施設を避難所として開設した。

避難所開設や管理・運営に当たっての担当職員を指定していなかったため、各施設には大きな負担と迷惑をかけた。早急に改善する必要がある。

避難者数は、3月12日午前0時（ピーク時）現在、1,138人で、このうち約900人が帰宅困難者である。

避難所は、3月11日に開設し、3月26日までに全て閉鎖した。

地 区	か所数	避難者数
久喜地区	9か所	273人
菖蒲地区	2か所	4人
栗橋地区	4か所	258人
鷲宮地区	4か所	603人

(2) 避難所の運営状況等

No.	施設の名称	開設状況	課題・特記事項等
1	久喜小学校	3月11日 18:22 避難者4人、 市職員0人、学校職員で対応 3月12日	3月11日 ・在校生児童1人が学校に待機 その後、兄弟が集まり4人となる。(学校の保健室で対応) ・22:40頃、派遣会社から学校に対し、

		<p>0:50 避難者 4 人追加計 8 人、市職員 0 人、学校職員で対応</p> <p>7:10 閉鎖</p>	<p>30 人の社員が帰宅困難なため受け入れて欲しい旨連絡が入り、職員 4 人で受入れの準備をするが、その後、帰宅方法が確保できたため避難はしない旨連絡が入る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 23:25 職員引き上げ。 <p>3 月 12 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0:50 頃、旅行中の大学生 4 人が朝まで避難。 <p>※今回、学校が窓口となって、一部避難者との調整を行ったが、あくまでも窓口はくらし安全課として一本化した方が、情報の錯綜がなくなると思われる。</p>
2	青葉小学校	<p>3 月 11 日</p> <p>18:30 避難者 2 人、市職員 1 人、学校職員で対応 その後、避難者 2 人は、ふれあいセンターに移動する。</p> <p>20:00 頃 避難者 0 人、市職員 0 人 学校職員</p>	<p>3 月 11 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者 2 人の内 1 人は、ニトロを使用しているとのことで、社会福祉協議会も待機しているふれあいセンター久喜への移動を希望したため、職員が公用車で移送する。 ・ 日中、学校で講師を務めた 2 人が帰宅困難となったため、学校に戻り避難。(学校職員が対応)
3	久喜北小学校	<p>3 月 11 日</p> <p>18:30 頃 避難者 60 人、市職員 3 人、学校職員で対応</p> <p>3 月 12 日</p> <p>7:00 頃 避難者 19 人、市職員 2 人</p> <p>10:40 避難者 2 人、市職員 2 人</p> <p>14:00 閉鎖</p>	<p>3 月 11 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難状況の確認のため、職員 1 人を派遣したところ、すでに 60 人近くの方が避難しており、その後、さらに職員 2 人を派遣し対応。 <p>地元の区長他で、対応するとのことで、職員は引き上げる。</p> <p>※地元の自主防災組織が避難所運営に大きく関わっているため、平常時からの調整が必要。</p>
4	久喜中央公民館	<p>3 月 11 日</p> <p>18:30 頃 避難者 15 人、公民館職員で対応</p> <p>21:00 避難者 210 人、市職員 2 人、公民館職員で対応</p> <p>3 月 12 日</p> <p>8:40 避難者 210 人、市職員 2 人、公民館職員で対応</p> <p>10:40 避難者 30 人、</p>	<p>3 月 11 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震発生後、避難者が 15 人ほどあったが、公民館職員で対応。その後、帰宅困難者の避難が増加し、最大 210 人になる。 21:00 に、職員 2 人を配置し、避難者の対応にあたる。 <p>3 月 12 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震翌日、ほとんどの帰宅困難者は、帰宅の手段を確保し避難所を出る。 ・ 10:40 避難者 30 人の内、8 人が市民

		市職員 2 人、公民館職員で 対応 3 月 17 日 閉鎖	で、22 人は帰宅困難者。 ※中央公民館は、久喜駅から近い避難 所であるため、平常時から、JR 及び 東武鉄道との調整が必要。
5	ふれあいセ ンター久喜	3 月 11 日 20:00 頃 避難者 2 人、 市職員 1 人、ふれあいセン ター職員で対応 3 月 12 日 10:38 市職員引き上げ、 避難所閉鎖	3 月 11 日 ・青葉小学校に避難していた 2 人が、 健康上の心配もあり、社会福祉協議会 の職員も待機しているふれあいセン ターに移りたいとの希望もあり受け 入れる。 ※ふれあいセンター久喜には、社会福 祉協議会も入っており、災害時には、 市と連携して安否確認等を行うため、 避難所の開設・運営について、平常時 から調整が必要。 ※ふれあいセンターは、バリアフリー になっており、平常時において、障が い者や障がい者団体も福祉団体も多 くの利用をしていることなどから、福 祉避難所としての活用が望まれる。
6	鷺宮東コミ ュニティセ ンター	3 月 11 日 20:40 非常食及び毛布の搬入 21:25 避難者受入開始 22:14 避難者 200 人程度、 市職員 3 人で対応 23:38 JR 職員 4 人到着、避難者へ 説明を開始 3 月 12 日 08:00 避難者 80 人程度、 市職員 4 人で対応 13:00 避難者 28 人、 市職員 3 人で対応 17:15 避難者 4 人、 市職員 2 人で対応 3 月 13 日 08:00 避難者帰宅により避難所閉 鎖	JR から飲み物・おにぎり・お弁当の配 布合計 5 回 ・毛布が不足しており本部より搬入し た ・非常食の評判が悪かった
7	桜田小学校	3 月 11 日 20:32 非常食及び毛布の搬入 20:42 避難者受入開始 22:14 避難者 200 人程度、 市職員 4 人で対応	JR から飲み物・おにぎり・お弁当の配 布合計 3 回 ・毛布が不足しており本部より搬入し た

		<p>23:38 JR 職員 4 人到着、避難者へ説明を開始</p> <p>3 月 12 日</p> <p>08:00 避難者 80 人程度、市職員 4 人で対応</p> <p>12:00 避難者 2 人、鷺宮東コミュニティセンターへ移動</p> <p>12:30 避難所撤去開始</p> <p>14:20 閉鎖</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非常食の評判が悪かった ・教職員と学務課の連絡調整が整っていないため、施設管理の面で対応に戸惑った
8	東鷺宮小学校	<p>3 月 11 日</p> <p>20:15 避難者受入開始</p> <p>20:30 非常食及び毛布の搬入</p> <p>22:14 避難者 200 人程度、市職員 4 人で対応</p> <p>23:38 JR 職員 3 人到着、避難者へ説明を開始</p> <p>3 月 12 日</p> <p>01:13 ボランティアによる豚汁の炊き出し（東鷺宮小学校で作成し、各避難所へ配布）</p> <p>08:00 避難者 80 人程度、市職員 4 人で対応</p> <p>12:00 避難者 6 人、鷺宮東コミュニティセンターへ移動</p> <p>12:30 避難所撤去開始</p> <p>14:20 閉鎖</p>	<p>JR から飲み物・おにぎり・お弁当の配布合計 3 回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毛布が不足しており本部より搬入した ・非常食の評判が悪かった
9	しずか館	<p>3 月 11 日</p> <p>21:00 避難者 200 人程度、市職員 8 人、施設職員 0 人で対応</p> <p>3 月 12 日</p> <p>09:00 避難者 30 人程度、市職員 6 人、施設職員 0 人で対応</p> <p>12:00 閉鎖</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部から避難所開設の指示がなかった。 ・本庁との連絡がとれない。 ・防災行政無線が使えなかったため、放送による誘導ができなかった。 ・避難所設置が周知できなかった。 ・非常食のアルファ米、クラッカーは不評であった。 ・毛布、敷きマットの配布 ・石油ストーブの設置 ・食料は、アルファ米、乾パン ・投光器、発電機を業者から借用 ・ボランティアによる炊き出しあり
10	栗橋南小学校	<p>3 月 11 日</p> <p>21:00 避難者 42 人、帰宅困難者 60 人程度、市職員 4 人、学校職員 10</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毛布、敷きマットの配布 ・石油ストーブの設置 ・食料は、アルファ米、乾パン

		<p>人で対応</p> <p>3月12日 避難者10人程度、 市職員4人、学校職員5人で対応</p> <p>17:00閉鎖</p> <p>※避難者については、近隣の栗橋コミュニティセンターへ段階的に誘導した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・投光器、発電機を業者から借用 ・ボランティアによる炊き出しあり
11	栗橋公民館	<p>3月11日 21:00 避難者144人、 市職員5人、施設職員3人で対応</p> <p>3月12日 12:00閉鎖</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアによる炊き出しあり
12	栗橋コミュニティセンター	<p>3月11日 21:00 避難者50人、 市職員4人、施設職員0人で対応</p> <p>3月26日 21:00閉鎖</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しのおにぎり配布 ・長期化のため、シャワー、洗濯機テレビ設置の要望があり、対応する。 ・毛布、敷きマット、間仕切り板の配布 ・被災者自ら食材を持ち寄り、調理室で調理する。

※ 表以外に、中央三丁目集会所15人、久喜東公民館4人、太東中学校5人、久喜市役所4人、しょうぶ会館1人、菖蒲東小学校3人、鷺宮総合支所3人の避難者を受け入れた。

(3) 物資等の搬送

避難所に防災倉庫がない場合、他の防災倉庫からアルファ米や毛布などの物資を運ぶこととなる。今回のケースでは、どの物資をどのくらい、それぞれの避難所に搬送したかは記録してあるが、避難所ごとにどれくらい消費して、どれくらい残ったかという記録がされていない。

このため、全体での消費物資は把握できるが、個々の避難所ごとには把握できない。

(4) 情報伝達

久喜地区、菖蒲地区、栗橋地区での避難所との連絡は、電話しか手段がなく、震災直後は繋がりにくい状態のため、情報伝達は、もっぱら職員の使送によることとなった。

鷺宮地区においては、総合支所と各避難所がトランシーバーで結ばれており、比較的情報伝達は良好であった。

(5) 長期設営となった栗橋コミュニティセンターでの対応

栗橋コミュニティセンターは、南栗橋地区の液状化による被災者を受け入れたため、3月11日から26日まで、最も長い設置となった。

同センターでは、管理人常駐のため管理人へ避難者の受け入れについて連絡し、直ちに受け入れを開始した。同センターは、停電しておらず空調も運転できたことから、栗橋南小学校の避難者を段階的に誘導した。

対応としては、毛布、敷きマット及び間仕切り板を配布した。

食料は、アルファ米、クラッカー及び3月11日夜、12日朝夕、13日朝に炊き出しのおにぎりを届けた。

同センターは、調理室があることから、避難者自ら食材を持ち寄り自炊していた。

シャワーの要望が出されたので、栗橋幼稚園、栗橋文化会館のシャワーで対応した。

洗濯機についても栗橋幼稚園のものを使用できるよう手配した。

(6) 帰宅困難者

3月12日(土)深夜の零時現在、市内において1,138人の方が避難していたが、このうち、900人近くの方が、いわゆる帰宅困難者であった。在来線が止まり、また新幹線が東鷲宮駅付近で停車したため、鷲宮地区の桜田小学校をはじめ、鷲宮東コミュニティセンター、栗橋地区のしずか館、久喜地区の中央公民館などに避難したものである。900人の内訳は、新幹線の乗客が600人、在来線が300人程度である。

これら帰宅困難者は、3月12日の8時以降に在来線が動き始めたことから、徐々に帰宅し、13日の8時には帰宅困難者は0人となった。

避難所では、市から毛布、非常食としてのアルファ米やクラッカー、上下水道部からの「久喜の水」を提供した。体育館など暖房のない施設では、石油ストーブ、電気ストーブ、使い捨てカイロなどを提供したが、全員の暖が確保できたかは確認できていない。

この避難者の受入れに際しては、多くのボランティアによる豚汁などの炊き出しが行われ、行政だけの力では、とても対応しきれないものではないことを痛感した。

各避難所には、市職員、学校職員が対応し、新幹線の乗客が避難した施設には3人～5人のJR職員も対応した。

4 一時避難所

今回の震災では、東北方面、特に原発被害の大きかった福島県から、多くの方が本市へ避難されてきた。このことは、暫定地域防災計画では想定していないため、受け入れ体制の確立に手間取った感がある。

一時避難所については、埼玉県がスーパーアリーナでの受け入れを決め、近隣の市町でも受け入れの方向性が打ち出され、本市へもいくつか問い合わせがあったことから、3月17日の第17回災害対策本部会議で3月17日19時から31日までの設置が決定された。

当初、総合第一体育館の2階多目的ホールと3階武道場で合わせて最大300人程度の受け入れを設定したが、1人当たりの必要スペース、歩行用のスペース等を考慮した結果、受け入れ人数は170人となった。さらに、3階武道場が11日の地震により雨漏りすることが判明し、最終的には、最大70人の受け入れとなった。

期間は、4月1日から25日まで延長し、さらに、4月25日からは、菖蒲地区にある彩嘉園に移して、7月28日まで受け入れを行った。7月28日、全員退所したので、彩嘉園での受け入れは休止している。彩嘉園の受け入れ人数は、最大で2家族11人である。

一時避難所設置期間中は、夜間、休日も含めて、職員が施設に常駐し、避難者の対応に当たっていたが、6月1日からは、夜間の常駐については、シルバー人材センターに委託した。

一時避難所には、多くの差し入れの申し出があったが、避難者の要望を十分に聞きながら、避難者が必要とするものだけを差し入れとして受付けた。

3月17日からの受け入れ状況は次のとおりである。

① 受入施設名(開設期間)

- ・ 総合第一体育館(3月17日～4月25日)
- ・ 彩嘉園(4月25日～7月28日)

② 受入総人数

31人（うち30人が福島県内からの避難者）

5 民家等への避難者

東北方面から、知人や親戚を頼って、本市に避難されている方や緊急的にとりあえず本市まで避難し、民間住宅等に住んでいる方などがいる。

市では、3月24日から、回覧や広報くきの臨時号、ホームページ等により、東北方面から市内に避難された方に対し、避難先等に関する情報提供の呼びかけを行ってきた。当初、この事務は、市独自の事務であったが、4月25日、総務省により、全国的な取扱いとなり、以降、総務省のマニュアルに基づき、情報収集している。

8月1日現在、市内に43世帯、148の方が避難されている状況を確認している。

避難されている方々の情報は、埼玉県を經由し、避難元の宮城県や福島県、それぞれ住んでおられた各市町村へ提供している。

また、福島県等から避難者向けの提供依頼のあった情報について、郵送している。

6 災害ボランティアセンター

久喜市社会福祉協議会では、3月14日、同協議会内に災害ボランティアセンターを立ち上げた。同センターにおけるボランティア登録数は、個人が91人、団体が8団体、協力店舗等が8店舗（散髪関係4、マッサージ1、自転車貸出2、塾1）となっている。

4月4日、ボランティア登録の受付（募集）は終了した。

(1) 活動内容

各ボランティアにおける活動内容は次のとおりである。なお、今回は、一時避難所の避難者が10人程度で推移していたことから、ボランティアの供給量が需要量を上回っており、せっかくボランティア登録したのに、希望するような活動ができなかった状況も生まれている。

3/23～4/24	避難所炊き出し（夕食） ※久喜市コミュニティ協議会、福島県友会、ほか個人の方々
3/25～27	救援物資仕分け作業
4/7	避難者引越し手伝い
4/8	寄付米の袋分け・配達・ニーズ聞き取り
4/8～9	散髪
4/11	食事提供
4/12	救援物資仕分け

(2) その他

- ・ 民家等への避難者に対するアセスメント：訪問及び電話
- ・ 救援物資仕分け
- ・ 社協備品貸出：シャワーチェア・懐中電灯
- ・ 3/19～21：さいたまスーパーアリーナ一時避難所への職員派遣

7 救援物資の受付及び送付

東北方面の被災地への救援物資については、社団法人久喜青年会議所と連携し、受け付け及び送付を行った。3月19日から27日まで、旧幸手保健所久喜分室及び各総合支所において、救援物資の受け付けを行い、期間中629人の方から提供があった。

その救援物資については、全国市長会を通じて要請のあった「宮城県石巻市」に、3月28日、社団法人埼玉県トラック協会の協力を得て、10トントラックで米、水などの生活用品等を送つ

た。

また、久喜青年会議所においても、4月1日、同会議所が用意した4トントラックで食料や水、生活用品等の救援物資を、「宮城県気仙沼市」の気仙沼大島に届けた。

① 救援物資の受付期間：3月19日～27日

② 受入状況 629件

③ 救援物資の送付先等

ア 宮城県石巻市（市による搬送）

・ 搬送日 3月28日（月）

・ 物資概要 食・飲料、日用品、下着類など10tトラック1台分

イ 宮城県気仙沼市（久喜青年会議所による搬送）

・ 搬送日 4月1日（金）

・ 物資概要 食・飲料、日用品、下着類など4tトラック1台分

8 義援金「東日本大震災義援金」

市では、日本赤十字社埼玉県支部久喜市地区として、3月15日から、市内各地区の公共施設等19ヵ所に募金箱を設置し、義援金の受け付けを行った。その結果、6月15日現在911万4,302円を預かり、日本赤十字社埼玉県支部に送金した。

義援金については、被害状況により、住宅の全壊35万円、住宅の半壊18万円の支給が受けられ、現在、配分作業が行われており、久喜市の被災者も対象となっている。

① 実施主体：日本赤十字社埼玉県支部久喜市地区

② 実施期間：3月15日（火）～ 当分の間

③ 義援金の処理：日本赤十字社埼玉県支部に送金

④ 義援金の額 3月15日～6月15日 9,114,302円

第3 被災者救援対策

1 り災証明書の発行

3月11日からり災証明書発行の申請を受付け、8月10日までに、556件交付している。

これまで内閣府が定めていた、災害に係る住家の被害認定基準運用指針については、地盤の液状化による被害認定の明確な基準が定められていなかった。

このため、液状化被害が集中して発生した南栗橋地区では、現状に見合った被害判定ができず、り災証明の判定は、一部損壊に留まっていた。

そこで、液状化被害の取り扱いを明確に定めるよう国や県に要望してきたが、この結果、内閣府から5月2日付けで地盤に係る住家の被害認定について、液状化を反映した追加の基準が示された。市では、南栗橋地区の液状化による住家被害については、新基準に基づく調査を改めて実施した。

また、住家の潜り込み等の解釈に関し、6月30日、内閣府から回答があり、これを踏まえた再調査を行った結果、南栗橋地区において11件の全壊家屋を認定した。

2 被災建築物及び被災住宅地の危険度判定

(1) 建物被害判定調査

3月12日～25日、南栗橋地区において、被災建築物応急危険度判定を125件実施した。その結果、判定は要注意が42件、調査済みが83件、危険判定は0件であった。

(2) 宅地被害判定調査

3月13日～25日、南栗橋地区において、被災宅地応急危険度判定を131件実施した。その結果、判定は要注意が27件、調査済みが104件、危険判定は0件であった。

3 南栗橋地区液状化被害への対応

(1) 避難所の設置

栗橋コミュニティセンターに避難所を設置し、3月11日から26日まで、南栗橋12丁目を中心とした避難者を受け入れた。

ピーク時、少なくとも19世帯が自宅を離れ公団住宅等に一時避難していた。

(2) 地震に伴う健康相談、教育相談

3月12日から25日まで、栗橋コミュニティセンターを10回訪問し、健康チェック等を行った。また、南栗橋地区の被災者のお宅を訪問し、健康相談を行った。

3月17日から25日まで、被災児童生徒が在籍する学校及び避難所にスクールカウンセラーを6回派遣した。

(3) 総合相談窓口を開設

4月10日から、栗橋総合支所に総合相談窓口を開設し、南栗橋地区被災者の各種相談・要望・苦情等を一元的に受け付けた。5月27日現在、29件（来庁14件、電話15件）の相談等を受けている。

(4) 住民への説明会

これまで、3月13日、20日、27日、4月10日、5月15日、6月5日の6回開催し、道路・ライフラインの復旧をはじめ、り災証明の調査、り災証明に基づく災害見舞金、地盤調査の内容等について、説明した。

(5) 建築士による住宅相談会の開催

4月23日から25日まで、建築士による被災住宅の補修等の相談会を開催した。97件の相談があり、専門的なアドバイスが提供された。

また、5月22日、市内全域を対象とした被災住宅相談会も開催した。

4 義援金の配分

日本赤十字社からの義援金について、8月1日現在1件当たりの配分額が、死亡・全壊 985,808円、大規模半壊 497,904円、半壊 497,904円となっている。

5 災害見舞金の支給

市の条例に基づき、全壊 10万円、大規模半壊・半壊 5万円、重傷者 3万円の支給を行う予定である。

6 被災者生活再建支援金の支給

8月1日現在、全壊 12件、大規模半壊 41件、大規模半壊（解体）1件、半壊（解体）4件が対象となっている。

7 災害弔慰金の支給

8月1日現在、死亡者 1人が対象となっている。

8 その他の救援策

(1) 住宅復旧資金利子補給制度

金融機関から融資を受けて、住宅を修繕する場合に、融資の返済に支払う利子の一部を補助し、市民の災害復旧を支援するものである。

対象期間は、平成 25 年 3 月 31 日までに実行された貸付で 5 年間、上限額は、支払利子の 2%相当額で、1 住宅当たり 50 万円以内となっている。

平成 23 年 6 月議会により新設された。

(2) 被災者住宅支援事業（賃貸住宅入居支援）

被災住宅を改修する間に、一時的に民間賃貸住宅等に移り住んだ場合、その家賃の一部を補助し、生活再建を支援するものである。

補助金額の上限は月額 3 万円、補助期間は最長 1 年間で、平成 23 年 6 月議会により新設された。

(3) 被災者通学費補助金

一時的に民間住宅等に移り住んでいる児童や生徒の通学費（交通費、定期代等）を補助するもので、平成 23 年 6 月議会により新設された。

(4) 災証明による市税等の減免

固定資産税や都市計画税等を損壊の割合により減免する。

家屋の損壊以上の場合、個人市民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を減免する。